

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について

本日、「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名」（平成20年厚生労働省告示第95号）の一部が平成25年厚生労働省告示182号をもって改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正の概要について

「060035 大腸（上行結腸からS状結腸）の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等の2の5に「レゴラフェニブ水和物」を「060040 直腸肛門（直腸・S状結腸から肛門）の悪性腫瘍」のうち、手術・処置等の2の6に「レゴラフェニブ水和物」を「070470 関節リウマチ」のうち、手術・処置等の2の4に「トファシチニブクエン酸塩」を「130010 急性白血病」のうち、手術・処置等の2のなしに「クロファラビン」を追加する。

2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）の診断群分類定義樹形図中、「070470 関節リウマチ」、「130010 急性白血病」を別紙1のとおり改める。

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成24年3月19日保医発第0319第2号）の定義テーブル中、「060035 大腸（上行結腸からS状結腸）の悪性腫瘍」、「060040 直腸肛門（直腸・S状結腸から肛門）の悪性腫瘍」、「070470 関節リウマチ」、「130010 急性白血病」を別紙2のとおり改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)診断群分類定義樹形図(別添1)





